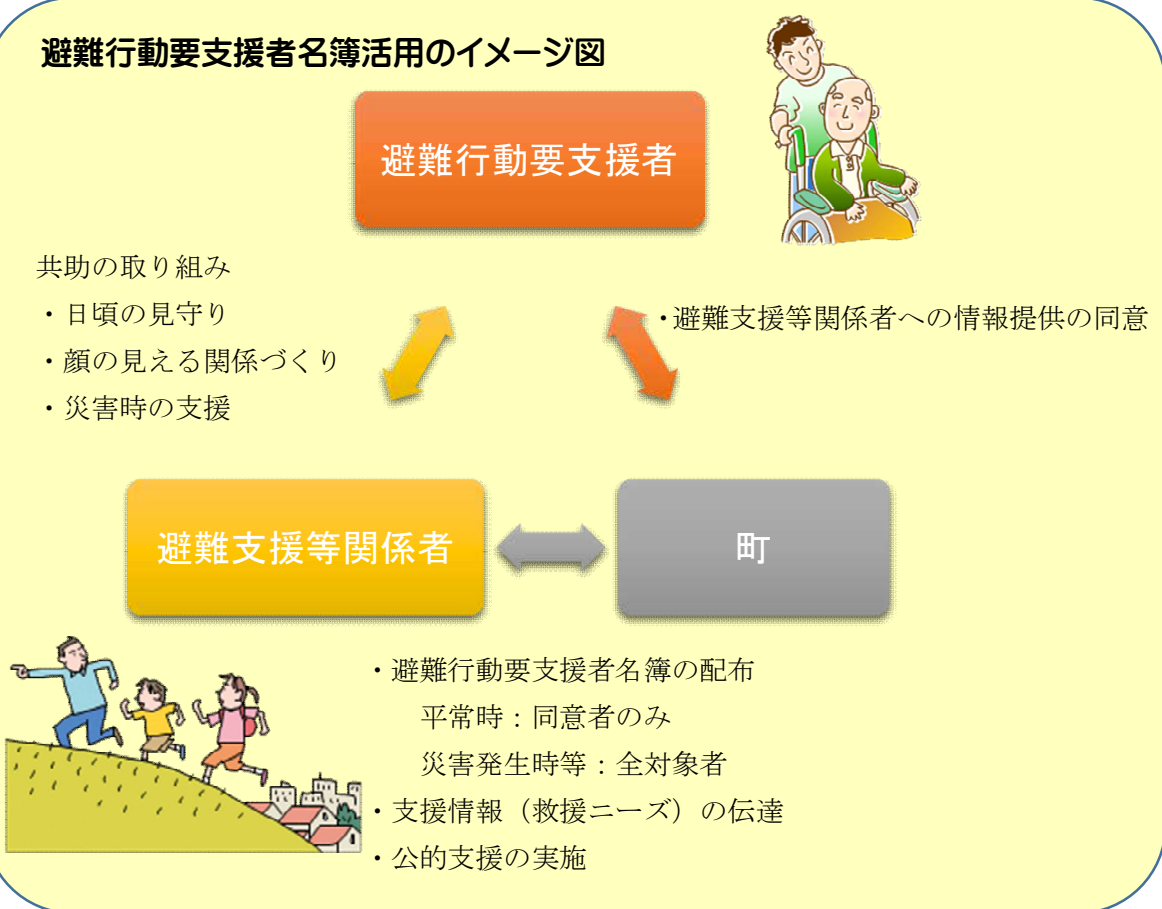


避難行動要支援者名簿作成のお知らせ

一戸町 福祉部 福祉課

一戸町では、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする高齢者や障がい者などの方々を、「避難行動要支援者」として予め把握し、緊急時の避難支援や安否の確認など、避難行動要支援者の生命または身体を守るために必要な措置を実施するための「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、対象となるご本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供できることとしています。

避難行動要支援者名簿活用のイメージ図



災害発生時等には、町や防災機関等が様々な支援活動を行いますが、地震等による大規模な災害時には、公的機関による活動にも限界があります。このため、地域住民の助け合いが減災の大きな力になることから、災害時に備えて避難行動要支援者名簿を平常時から地域で共有することで、地域の共助の力を高めることを目的とした制度です。このような取り組みをご理解いただき、ご協力をお願いします。

対象となる方

一戸町にお住まいの在宅の方で、下記のいずれかの条件に該当し、避難に手助けを必要とする方です。 ※長期の入院または施設に入所している方は対象となりません。

- ① 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方など
- ② 介護保険の認定が要介護3～5の方
- ③ 障害者手帳で1・2級の方
- ④ 療育手帳で A 判定の方
- ⑤ その他、避難行動に支援を必要とする方

※難病、歩行困難、日中に 65 歳以上の高齢者のみの状態になる方など

名簿の提供先 避難支援等関係者

名簿を提供する避難支援等関係者は次のとおりです。

- ① 町内会・自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 民生・児童委員
- ④ その他の避難実施に係わる関係者等



提供する個人情報

提供する災害時要援護者の個人情報は、次のとおりです。

- ① 氏名 ② 住所又は居所 ③ 生年月日(年齢) ④ 性別
- ⑤ 行政区名 ⑥ その他避難支援等に必要な情報(名簿登録申請書の写し等)

災害発生時等に支援を必要とする方へ

支援を必要とする方も、「自分の身は自分で守る（自助）」という意識を持って、日頃から準備をお願いします。

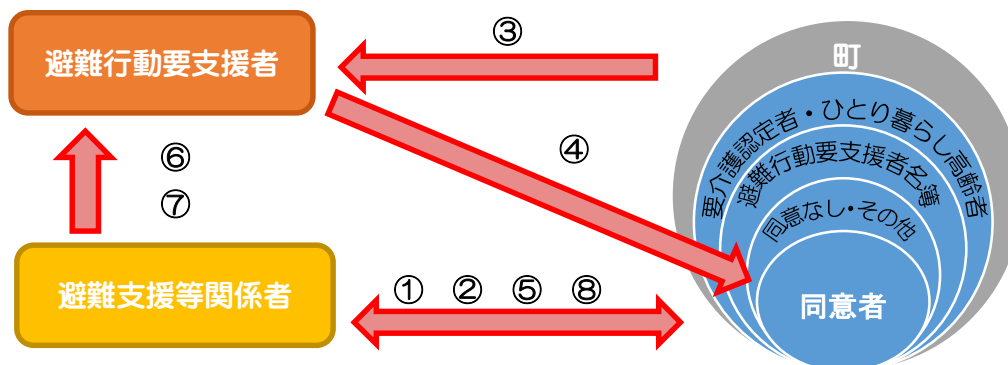
名簿活用は、地域での助け合い（共助）によって、災害時に一人でも多くの命を救うことを目的としたものです。地域への名簿提供に同意いただいたあなたの情報は、災害が発生したときにあなたのために役立てるものです。自治会に加入するなど、日頃からご近所の人など地域の皆さんと気軽に話しができる関係づくりを心がけてください。

注意事項

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者が、法的な責任や義務を負うものではありません。

避難行動要支援者名簿の提供方法

※①～⑧の説明とあわせてご覧ください。



① 名簿提供の申し込み

取組の主体となる関係者（自治会・町内会の役員等）で要支援者への支援にどう取り組むか検討いただき、名簿提供の申し込みを行います。

② 協定締結

町と名簿活用の協定を締結します。

③ 同意の確認

町は、避難行動要支援者の方々に対して、避難支援等関係者への平常時からの名簿提供に同意いただけるかの確認を行います。

④ 同意確認への返信

避難行動要支援者の方には、平常時からの情報提供への同意の有無について、「避難行動要支援者名簿登録申請書」により、町にご報告いただきます。

⑤ 同意者の名簿提供

町は、避難行動要支援者のうち、平常時からの情報提供に同意された方の名簿情報（避難支援等に必要の情報）を、避難支援等関係者に提供します。

⑥ 平常時の見守りなど

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者への声掛けや見守り活動等の実施により、地域の中での顔の見える関係づくりに努めます。

⑦ 災害発生時等の避難支援・安否確認等

避難支援等関係者は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、災害の種類に応じ、平常時からの取り組みをもとに、可能な範囲で避難支援や安否確認等の実施に努めます。

⑧ 支援情報（救援ニーズ）の伝達及び公的支援

避難支援等関係者は、支援情報（救援ニーズ）を町へ伝達し、町は、情報をもとに、関係機関と連携して公的支援を実施します。

個人情報の取り扱いについて

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者には法律に基づく守秘義務があります。個人情報、町及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。名簿は、秘密の厳守、目的外利用の禁止などが堅持される団体のみに提供します。

申請方法

避難行動要支援者名簿への登録・内容の変更・登録の削除は、名簿登録申請書により受け付けます。名簿登録申請書は、福祉課窓口で配付しています。また、一戸町ホームページ（避難行動要支援者名簿登録制度のページ）に様式を掲載していますので、印刷してご利用ください。

名簿登録申請書に必要事項を記入し、福祉課へ提出してください（返信用封筒で返送をお願いします。）。代理人による提出、郵送でも受け付けます。

〒028-5312 岩手県二戸郡一戸町一戸字砂森 93-2
一戸町総合保健福祉センター内 福祉課 福祉班
☎ 0195-32-3700

避難行動要支援者名簿 Q & A

・Q 避難行動要支援者名簿に登録したらどうなるのか？

→A 登録内容が避難支援等関係者へ情報提供されます。避難支援等関係者が事前に把握した情報は、平常時の見守り活動、災害発生時の避難支援、安否確認に活用されます。ただし、避難支援を必ず保証するものではありません。

・Q 緊急時の連絡先は、家族や親戚でなければならないのか？

→A 家族や親戚がいない場合は、同意を得たうえで家族や親戚以外の方を記載しても構いません。

・Q 地域支援者は何をするのか？

→A 地域支援者は避難支援等関係者とともに、できる範囲で、避難行動要支援者の避難支援や安否確認を行います。ただし、避難支援等関係者同様、法的な責任や義務を負うことはありません。

・Q 地域支援者が見つからない。

→A 地域支援者がやむを得ず見つからない場合でも登録することはできます。その際は、なるべく地域支援者が見つかるように、登録後にご協力をお願いします。